○国土交通省告示第七百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　中井　治

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝谷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を平成七年建設省告示第六十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県新発田市滝谷字上ノ山　四二五五番一

四二六一番	一号から六号まで及び二十三号から二十六号まで
四二六二番	七号、八号及び二十二号
一九二七番	九号
一九二七番地先堤敷	十号から十五号まで
字村下	十六号及び十七号
二〇二四番	十八号
一九三三番一	十九号
一九三〇番	二十号及び二十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後口沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を平成七年建設省告示第六十六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を平成七年建設省告示第六十六号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県新発田市滝谷字柳沢　二四七二番地先水路敷　一号
字大澤　一九九九番地先道路敷　二号
一九九四番　三号及び四号
一九九八番　五号
一九九七番　六号
二〇〇二番一　七号
二〇〇四番　八号
二〇〇五番地先堤敷　九号
四二四八番　十号から十二号まで
一九九六番地先堤敷　十三号及び十四号
一九九六番　十五号
一九九五番　十六号
一九八二番地先堤敷　十七号及び十八号
十九号

○国土交通省告示第七百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　中井　治

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

朽ノ木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡真室川町大字及位字朴木沢山

六一一番一	一号から十六号まで及び十八号から二十号まで
七二六番六四	十七号及び二十二号
四三二番七	二十一号、七十三号及び七十五号から七十九号まで
六一二番一	二十三号から二十七号まで、六十七号から七十二号まで及び七十四号
七二六番五五	二十八号から三十七号まで、四十号及び五十七号から六十六号まで
七二六番五四	三十八号、三十九号、四十一号から四十四号まで及び五十二号から五十六号まで
七二六番五四地先水路敷	五十一号
七二六番四八	四十五号から五十号まで
七二六番七三	八十号

○海上保安庁告示第百七十三号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年七月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	明石海峡航路北東方仮設灯浮標
位置	
所在地	平磯灯標（兵庫県神戸市）の南東方約二・四キロメートル
北緯	三四―三六―二〇
東経	一三五―〇四―五五
塗色及び構造	緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質	モールス符号緑光（・―）　毎八秒にA
光達距離	実効光度一〇〇カンデラ　五・〇海里
点灯年月日	平成二十二年六月二十四日
記事	附属施設　レーダー反射器

○海上保安庁告示第百七十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年七月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	田子の浦港導灯（前灯）
位置	
所在地	静岡県富士市（中央ふ頭）
北緯	三五―〇八―三九
東経	一三八―四一―二五
変更した事項	
変更年月日	平成二十二年三月二十六日
記事	一時変更
名称	田子の浦港導灯（後灯）
位置	
所在地	静岡県富士市（前灯の北西方約二四〇メートル）
北緯	三五―〇八―四五
東経	一三八―四一―一九
変更した事項	
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　白色　やぐら形
変更年月日	平成二十二年三月二十六日
記事	一時変更
名称	鼻繰埼沖三井丸紅液化ガス第四号灯浮標
位置	
所在地	鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約一・八キロメートル
北緯	四〇―五二―四八
東経	一四〇―四九―〇三
変更した事項	
変更年月日	平成二十二年六月十五日
記事	一時撤去中のところ復旧
名称	中能登農道橋橋梁灯（P一灯）
位置	
所在地	中能登農道橋橋梁灯（C一灯）の東方約四三メートル
北緯	三七―〇八―一〇
東経	一三六―五四―二〇
変更した事項	
高さ	平均水面上から灯火まで三・六メートル
変更年月日	平成二十二年六月二十四日
名称	中能登農道橋橋梁灯（P二灯）
位置	
所在地	中能登農道橋橋梁灯（C二灯）の東方約四三メートル
北緯	三七―〇八―〇九
東経	一三六―五四―二〇
変更した事項	
高さ	平均水面上から灯火まで三・六メートル
変更年月日	平成二十二年六月二十四日